

長崎市告示第544号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 5 項及び第 6 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定並びに同法の規定の例による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 4 項の規定により、別紙のとおり指定介護機関が変更したため、生活保護法第 55 条の 3 第 2 号の規定及び同法の規定の例による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定により告示する。

令和8年8月12日

長崎市長 鈴木 史朗

(変更)

		事業所名称	事業所所在地	開設者名称	開設者所在地	変更年月日	サービス種別
1	旧	つむぎ訪問看護ステーション	長崎市昭和1丁目7番2号	株式会社ライル 代表取締役 城間 久美子	長崎県諫早市栗面町770番地7	令和8年6月1日	訪問看護 介護予防訪問看護
	新		長崎市昭和1丁目7番8号				
2	旧	うららヘルパーステーション	長崎市昭和1丁目6番27号	株式会社ライル 代表取締役 城間 久美子	長崎県諫早市栗面町770番地7	令和8年6月1日	訪問介護 介護予防訪問介護相当サービス 生活援助サービス
	新		長崎市昭和1丁目7番8号				
3	旧	ヘルパーステーションさとり	長崎市花丘町18番2号横田ビル	株式会社Harmony 代表取締役 仰木 真樹	長崎市花丘町18番2号横田ビル	令和8年6月1日	訪問介護 介護予防訪問介護相当サービス
	新		長崎市滑石3丁目19番62号		長崎市滑石3丁目19番62号		